

平成28年度 第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時： 平成28年7月19日（火） 14時00分～15時00分

2 場 所： 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者： 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長	波岡 和昭	((株)街NAM I 代表取締役)
副部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員	島野 治人	((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学工学部社会環境工学科 助教)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	浦田 哲哉
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 主事	山口 穰二
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	上 畠 篤
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 主事	小林 加奈

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ 主幹（商業）	長 南 哉
経済部地域経済局中小企業課商業グループ 主幹（商業立地）	猪股 真貴
経済部地域経済局中小企業課商業グループ 調査員	高 橋 豊

4 傍聴者： なし

5 審議事項：

- (1) 「ツルハドラッグ清水店」、「コメリハード&グリーン十勝清水店」（清水町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について
- (2) 「イエローグローブ斜里店」（斜里町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「ツルハドラッグ清水店」、「コメリハード&グリーン十勝清水店」（清水町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 騒音レベルについて、算出基礎や大店法上の考え方を確認
- ・ 先行して営業開始しているツルハについて、騒音や光害に関し、今のところ苦情が出ていないことを確認
- ・ 外売場（店舗外に陳列されている商品売場）についての考え方を確認

(2) 「イエローグローブ斜里店」（斜里町）の法附則第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 出入口の方向別出庫率について、再度算定を行った結果を確認
- ・ 観光シーズンなど、時期的な交通量の変動把握について、最大値を基礎として予測した場合においても交通に問題ないと考えられることを確認
- ・ 商圈設定についての考え方を確認

(3) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり

別 紙

(答申 ツルハドラッグ清水店、コメリハード&グリーン+勝清水店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

清水町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別紙

(答申 イエローグローブ斜里店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

斜里町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。